

平成二十九年四月七日受領
答弁第一七七号

内閣衆質一九三第一七七号

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言に対する安倍総理の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言に対する安

倍総理の認識に関する質問に対する答弁書

一から五まで、九及び十について

平成二十九年三月二十四日午後の記者会見において菅内閣官房長官が述べた御指摘の「このメール」は、同日に自由民主党において公開されたものであると承知しており、政府において公開したものではない。

六及び八について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねについては、平成二十九年三月二十三日の参議院予算委員会及び衆議院予算委員会における籠池証人の証言に関して、安倍内閣総理大臣が、同月二十四日の参議院予算委員会において、「百万円の問題などについて、密室でのやり取りなど反証できない事柄を並べ立て、事実と反することが述べられたことは誠に遺憾であります」と答弁したとおりである。